

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会 議 年 月 日	令和 6 年 2 月 27 日（火曜日）																																		
開 会	午前 9 時 57 分	閉 会	午後 2 時 7 分																																
場 所	市役所本庁舎 7 階 第 1 委員会室																																		
出 席 委 員 (8 名)	委 員 長 砂田 典男 副委員長 長坂 則翁 委 員 柳 大地、岡田 実、西尾 彰仁、伊藤 幾子、 平野真理子、上杉 栄一																																		
欠 席 委 員	なし																																		
委 員 外 議 員	なし																																		
事 務 局 職 員	議 事 係 長 谷島 孝子	調 査 係 主 任	萩原真智子																																
出 席 説 明 員	【総務部】 <table><tr><td>総 務 部 長 乾 秀樹</td><td>次長兼総務課長 一村 泰志</td></tr><tr><td>総務課公文書管理室長 有元 薫治</td><td>総務課課長補佐 蔵増 彩</td></tr><tr><td>次長兼行財政改革課長 河口 正博</td><td>行財政改革課参事 米田亜希子</td></tr><tr><td>行財政改革課課長補佐 宮崎 学</td><td>職 員 課 長 入江 卓司</td></tr><tr><td>職員課課長補佐 前田 修次</td><td>検 査 契 約 課 長 河上 昌輝</td></tr><tr><td>検査契約課課長補佐 霜村 俊二</td><td>財 産 経 営 課 長 濱岡 直樹</td></tr><tr><td>財産経営課課長補佐 中村 和範</td><td>資産活用推進課長 福井 一朗</td></tr><tr><td>資産活用推進課課長補佐 西川 裕二</td><td></td></tr></table> 【総務部 税務・債権管理局】 <table><tr><td>税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克</td><td>固定資産税課長 中島 辰哉</td></tr><tr><td>収 納 推 進 課 長 池原 章博</td><td>市民税課課長補佐 谷本 泰志</td></tr><tr><td>固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵</td><td>収納推進課課長補佐 中瀬 淳</td></tr></table> 【総務部 人権政策局】 <table><tr><td>人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子</td><td>次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘</td></tr><tr><td>人権推進課課長補佐 中川 真理</td><td>男女共同参画課長 太田奈津美</td></tr><tr><td>男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉</td><td>男女共同参画センター所長 安本 哲哉</td></tr></table> 【危機管理部】 <table><tr><td>危 機 管 理 部 長 森山 武</td><td>危 機 管 理 課 長 植田 孝二</td></tr><tr><td>危機管理課参事 中本 克章</td><td>危機管理課課長補佐 北村誠太郎</td></tr></table>			総 務 部 長 乾 秀樹	次長兼総務課長 一村 泰志	総務課公文書管理室長 有元 薫治	総務課課長補佐 蔵増 彩	次長兼行財政改革課長 河口 正博	行財政改革課参事 米田亜希子	行財政改革課課長補佐 宮崎 学	職 員 課 長 入江 卓司	職員課課長補佐 前田 修次	検 査 契 約 課 長 河上 昌輝	検査契約課課長補佐 霜村 俊二	財 産 経 営 課 長 濱岡 直樹	財産経営課課長補佐 中村 和範	資産活用推進課長 福井 一朗	資産活用推進課課長補佐 西川 裕二		税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克	固定資産税課長 中島 辰哉	収 納 推 進 課 長 池原 章博	市民税課課長補佐 谷本 泰志	固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵	収納推進課課長補佐 中瀬 淳	人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子	次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘	人権推進課課長補佐 中川 真理	男女共同参画課長 太田奈津美	男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉	男女共同参画センター所長 安本 哲哉	危 機 管 理 部 長 森山 武	危 機 管 理 課 長 植田 孝二	危機管理課参事 中本 克章	危機管理課課長補佐 北村誠太郎
総 務 部 長 乾 秀樹	次長兼総務課長 一村 泰志																																		
総務課公文書管理室長 有元 薫治	総務課課長補佐 蔵増 彩																																		
次長兼行財政改革課長 河口 正博	行財政改革課参事 米田亜希子																																		
行財政改革課課長補佐 宮崎 学	職 員 課 長 入江 卓司																																		
職員課課長補佐 前田 修次	検 査 契 約 課 長 河上 昌輝																																		
検査契約課課長補佐 霜村 俊二	財 産 経 営 課 長 濱岡 直樹																																		
財産経営課課長補佐 中村 和範	資産活用推進課長 福井 一朗																																		
資産活用推進課課長補佐 西川 裕二																																			
税務・債権管理局長兼市民税課長 吉田 彰克	固定資産税課長 中島 辰哉																																		
収 納 推 進 課 長 池原 章博	市民税課課長補佐 谷本 泰志																																		
固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵	収納推進課課長補佐 中瀬 淳																																		
人権政策局長兼人権推進課長 谷口 恭子	次長兼中央人権福祉センター所長 川口 寿弘																																		
人権推進課課長補佐 中川 真理	男女共同参画課長 太田奈津美																																		
男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉	男女共同参画センター所長 安本 哲哉																																		
危 機 管 理 部 長 森山 武	危 機 管 理 課 長 植田 孝二																																		
危機管理課参事 中本 克章	危機管理課課長補佐 北村誠太郎																																		

	【監査委員事務局】 事務局 長 富山 茂 事務局 次 長 川口 悦代 局 長 補 佐 金岡 正樹 【選挙管理委員会事務局】 事務局 長 有本 公博 事務局 次 長 田渕 康修 【出納室】 会計管理者兼出納室長 横尾 賢二 出納室室長補佐 井上 拓也 【市議会事務局】 事務局 長 保木本英明 事務局 次 長 植田 光一 局 長 補 佐 毛利 元
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆砂田典男委員長 皆様、おはようございます。

() おはようございます。

◆砂田典男委員長 少し時間には早いですが、皆様おそろいですから、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、まず、総務部・危機管理部の先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて、先議分以外の議案説明、報告、令和6年度当初予算の説明、その後、各種委員会等という流れとしております。企画推進部、市民生活部の所管分につきましては、2月28日としております。

令和6年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。なお、質疑及び質問、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

まず初めに、総務部、総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○乾 秀樹総務部長 委員長。

◆砂田典男委員長 乾総務部長。

○乾 秀樹総務部長 はい。おはようございます。

() おはようございます。

○乾 秀樹総務部長 総務部長、乾でございます。本日の総務企画委員会、そして、引き続きの予算審査特別委員会の総務企画分科会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

分科会のほうのお話になるんですけども、一般会計の当初予算、6年度の、これについまし

ては、市長も提案説明等で触れさせていただきましたけども、未来への飛躍の予算ということで、2月前倒し分も含めると、1,094億円という規模という積極型でございます。何よりも、持続可能な財政運営に努めることは、もちろんでありますけども、コロナからの復興・再生というよりかも、世界、あるいは日本は、大きく転換の時期といえますか、予測のつかない、非常に流動性の高い時代に入ってきたなと思っております。そうした中で、我々も、30年後、50年後を、鳥取市がどうあるべきかと、未来型、未来思考で進んでいくという思いで、当初予算のほうの編成に努めたところでございます。事業を執行する、例えば、駅前、文化施設、いろいろテーマはありますけども、オール鳥取市で、全庁を挙げての力を結集して、30年後、50年後に向けた鳥取市の未来づくりということに取り組んでまいります。

今日は、そうした観点で、委員会の皆さんにも、御意見をいただければと考えております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○河口正博次長兼行財政改革課長 委員長。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第19号令和5年度鳥取市一般会計補正予算第9号でございます。所管に属する部分について、御説明を申し上げます。説明に当たりましては、A4横の資料の1、総務企画委員会説明資料、こちらに沿って、順次御説明をさせていただきたいと思っております。なお、このたびの補正第9号でございますが、今年度最後の定例会に出す補正でございます。実績を見込額ということで、かなりの増減の補正が多くあります。ですので、主なものについてのみ説明をさせていただくということと、それから、このたび、国の補正予算に呼応して、定額減税事業、こういったものを組んでおりますので、こういったものも併せまして、説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、資料の2ページ、3ページからでございます。2ページ、3ページは、市税でございますので、こちらにつきましては、税の収入見込額確定に基づいた補正でございます。それから、4ページからは、地方譲与税、それから、交付金関係でございますので、4ページ、5ページ、6ページの中段、自動車税環境性能割交付金、こちらまでが、鳥取県の算定に基づきまして、これに呼応して、算定をして計上させていただいているものでございます。

なお、特に、5ページのところを見ていただきますと、配当割交付金、それから、株式等譲渡所得割交付金、こちらにつきましては、昨今の株価の高騰を受けまして、大幅に増額となったということでございます。

一方、6ページでございますけども、地方消費税交付金がございます。上段でのところでございますが、1億2,699万1,000円という大幅な減額ということでございますが、こちらにつ

きましては、物価高の影響によりまして、輸入等の原材料費のコストが上がったということでございます。これに呼応しまして、消費税の控除額というものが大幅に増えるということでございますので、通常見込んでおった地方消費税の交付金が、思ったより入らなかったということで、県のほうが算定をされているものでございます。

それでは、6 ページの下段でございます。款・項・目、地方交付税、補正額としましては、2 億 259 万 9,000 円でございます。補正後の額としましては、244 億 630 万 3,000 円ということでございます。こちらにつきましては、普通交付税を増額するものでございまして、最終的な普通交付税、補正後の額の中には、特別交付税も入っておりますので、普通交付税だけを御説明させていただきますと、最終額が 219 億 7,336 万 4,000 円ということでございまして、こちらが最終確定額となりますので、これで交付金額を頂くということでございます。なお、確定額の残りの部分ですね、24 億 3,293 万 9,000 円が、この補正後の額から、普通交付税引いた額になります。こちらは、特別交付税の現時点での見込額ということでございますので、3 月末には、特別交付税、災害等のもございますが、確定をいたします。これに呼応して、専決予算等で最終額の確定をしたいというふうに考えております。

続きまして、7 ページ以降につきましては、特定財源でございますので、それぞれ歳出の説明に併せて御説明を申し上げます。

それから、13 ページにお進みください。13 ページの下段でございます。款・項・目、繰越金でございます。4 億 9,066 万 7,000 円、補正後の額が 26 億 3,014 万 6,000 円ということでございますので、こちらは、令和 5 年 9 月議会で御承認をいただきました決算額の繰越金が確定いたしましたので、全額この補正で計上させていただくものでございます。こちらの額につきましては、一般財源として、このたびの補正に活用をさせていただくものでございます。

それから、17 ページに行っていただきまして、歳入の最後でございますけれども、臨時財政対策債でございます。補正額が 5,923 万 6,000 円、補正後の額が 9 億 5,923 万 6,000 円ということでございます。こちら、先ほどの交付、地方交付税と同じように、国のほうが、最終的な臨時財政対策債発行可能額を確定いたしました。それに合わせて、このたび増額補正を行うものでございます。以上で、歳入の説明でございました。

◆砂田典男委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。続きまして、歳出の主なものを説明させていただきたいと思っております。資料は 19 ページを御覧ください。中ほどの総務費、総務管理費、人事管理費の衛生管理費で、その衛生管理関係事務費でございます。こちらほう、16 万 6,000 円の増額というものでございます。内容としましては、正職、それから非常勤職員の定期健診や人間ドック等の費用でございます。増加の主な要因といたしましては、令和 4 年 10 月に、会計年度任用職員が、協会けんぽから共済組合へ移行をしております。令和 5 年度が、共済組合で健康診断をする初めての年度となります。協会けんぽでは、一般健診を受診いただいておりますが、令和 5 年度、共済組合になってからは、ドックも受けていただくことができるようになっております。令和 5 年度は、ドックの中でも、セットドックを申し込まれる職員が多くて、セットドックっていうのは、一般のドックよりも手数料が高いということもありまして、結果

的には、全体では16万6,000円の増額となったものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。それでは、20ページをお願いします。20ページ、中ほどの款総務費、項総務管理費、目財産管理費、庁舎管理費の旧本庁舎・第二庁舎解体事業費です。予算書は74ページになります。こちらにつきましては、繰越明許費も計上しておりますので、併せまして、資料1の1のほうも御覧ください。令和4年12月末に完了いたしました、市役所の旧本庁舎・第二庁舎の解体工事、こちらの影響による周辺家屋の損害調査及び損害補償金の経費になります。23世帯40棟の調査を行ってまいりましたが、現在までに、補償額の折り合いがついてない方がいらっしゃいます。引き続き、交渉を続けてまいりますけれども、年度を越えての交渉ということの可能性が出てまいりましたので、事業費の一部につきまして、資料1の1の上段にありますように、繰越明許費を計上しているものでございます。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、20ページ、総務費、総務管理費、財産管理費、財産管理費の気高法面崩壊復旧事業費です。予算書は74ページ、事業別、所属別事業一覧は、5ページの34番になります。こちら、繰越明許費を計上しておりますので、資料1の1も併せて御覧ください。昨年7月13日の大雨によりまして、気高町酒津地内の住宅の裏面、住宅の裏山ののり面、こちら、普通財産になっておるんですけども、こちらが崩落いたしまして、土砂と樹木が、住宅2軒の敷地に流出いたしました。速やかに、土砂・樹木の撤去を行いまして、応急措置といたしまして、今、のり面にはブルーシートをかけておるところでございます。9月補正におきまして、この応急復旧費に加えまして、本復旧を行うための測量・設計費を計上させていただいております。復旧現場が山になるんですけども、この山には民地も存在いたしております、その境界がはっきりしておらず、工事区域の確認等に時間を要しておるところでございます。そのため、資料1の1、中段にありますように、事業費の一部について、繰越明許費を計上しているものでございます。なお、対策工事費につきましては、新年度予算に計上しておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。続きまして、資料20ページ、その下を御覧ください。ファシリティマネジメント推進事業費でございます。予算書は74ページ、補正予算事業一覧は、6ページのナンバー38となります。補正額は420万円の減、補正後の額は5,572万2,000円となります。これは、公共建築物の12条点検や消防設備点検など、各種業務委託料の実績見込額として、420万円を減額するものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。それでは、はぐっていただきまして、次の21ページでございます。基金積立金でございます。そのうちの2つ目でございますけれども、基金積立金（減債基金）でございます。こちら、2億4,916万9,000円ということでございます。こちらにつきましては、今、国税の顕著な伸びがあるということで、

国のほう、総務省のほうから、地方交付税の基準財政需要額に、臨時財政対策債の償還基金分ということを作成されました。こちらの通達によりまして、この額、2億4,916万9,000円そのままを、一旦、減債基金のほうに積立てを行います。これを、令和6年度、それから、令和7年度の地方交付税が減額される部分に充当するべきものということで通達があったものでございまして、今年度、この額を積み立てまして、令和6年度、7年度に、交付税の一部が減額されたものに見合う額として、取り崩して活用するというものでございます。このたびは、令和5年度に前倒して計上というものでございます。

それから、その下でございますけども、公共施設等整備基金でございます。こちら、2,109万3,000円ということでございまして、こちらにつきましては、県の移転補償、これ、国府の宮ノ下小学校のフェンスの、県道、フェンスがですね、県道拡幅工事の一部、それにかかるということで、その分の補償費を一旦頂いて、公共施設等整備基金に積みます。これを、令和6年度以降の工事のほうに活用をさせていただくというものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 福井課長。

○福井一朗資産活用推進課長 はい。資産活用推進課、福井でございます。続きまして、上から4段目の基金積立金でございます。予算書は74ページ、補正予算事業一覧は、4ページのナンバー13となります。補正額は6億9,809万4,000円の増、補正後の額は6億9,811万8,000円となります。これは、令和5年度4月から12月の間に御寄附をいただきました、ふるさと納税を、ふるさと納税基金へ積み立てるものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村でございます。資料は、同じく21ページの一番下を御覧ください。所属別事業一覧は3ページ、ナンバー2の令和6年能登半島地震見舞金となります。補正額は60万円でございます。このたびの能登半島地震で被害のあった富山市と金沢市に対して、それぞれ20万円を、長岡市と福井市に対して、それぞれ10万円を見舞金として贈呈するものでございます。

本市は、災害見舞金の取扱方針を定めて運用しております。対象は、災害救助法の適用を受けた自治体で、県内の市町村ですとか、姉妹都市ですとか、あと、災害時相互応援協定締結都市ですとか、過去に本市の災害に対して、見舞金の贈呈をいただいた自治体などが対象となっております。今回、災害見舞金をお出しする4市は、この災害時相互応援協定締結都市、または、過去に本市の災害に対して、見舞金の贈呈があった自治体ということになります。災害時相互応援協定締結都市としましては、富山市と金沢市と福井市になります。これは、中核市市長会を通じて、各中核市と協定を結んでおりますので、全ての中核市が対象となります。また、過去に本市の災害に対し、見舞金を頂いた自治体としましては、富山市と金沢市と長岡市ということになります。この3市は、昭和18年の鳥取大震災の折に、見舞金を頂いております。見舞金額は、基本的に、1件10万円としております。なので、災害時相互応援協定締結都市であり、かつ、過去に本市に見舞金を頂いているのが重複する富山市と金沢市に対しては20万円を、災害時相互応援協定締結都市である福井市には10万円を、あと、過去に本市に見舞金を頂いている長岡市に対して10万円を、計60万円という形になります。

参考までに、令和元年の東日本台風では、この基準に基づきまして、16市に対して見舞金をお出しするとともに、平成30年の大阪府の北部地震においても、高槻市・豊中市・枚方市に対して見舞金をお出ししておるところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。資料は22ページを御覧ください。一番上の段になりますが、予算書は78ページ、所属別事業一覧は、8ページの防災行政無線維持管理費でございます。補正額は84万2,000円、補正後額は5,503万1,000円、財源は一般財源でございます。これは、市職員が災害対応に当たる際に使用します、I P無線機の購入に139万2,000円の増額、一方、防災行政無線屋外拡声子局の電気代などで、55万円の減によるものであります。本市では、これまで、災害対応に当たって、統括班ですとか、避難所班、道路河川班などに、計103台のI P無線機を配備してまいりました。これを使いまして、班の中、または、班をまたいで、相互に情報連絡を取って災害対応を行ってまいりましたが、今年の台風第7号の対応状況におきまして、例えば、本庁と駐車場横の備蓄倉庫、また、あるいは避難所など、複数の箇所の間での連携が必要となる対応におきまして、情報共有ツールの必要性が確認されたことから、このたび、11台のI P無線機を追加配備しようとするものでございます。

続きまして、2段下がりまして、予算書、同じく78ページ、所属別事業一覧は、9ページの令和5年台風第7号支援対策費でございます。補正額は1,271万6,000円の減でございます。補正後額は3,636万2,000円でございます。財源は、国・県支出金が5万9,000円の減、一般財源が1,265万7,000円の減となっております。この事業につきましては、これまで、8月専決予算、9月追加補正、12月補正と、3回の補正予算を計上してきたところでございますが、本事業による、台風第7号への対応の最終的な見込みがついたことから、実績に基づき、補正をお願いするものでございます。このたびの補正では、避難所で使用しました、毛布ですとかアルファ米、保存水ですとか、ダンボールベッドなどの補充の実績に基づく需用費が585万7,000円の減額、ボランティアセンター開設経費の精算、また、災害救助法を活用した、住宅の応急修理がなかったことなどによる委託料が、699万6,000円の減額、また、県民体育館を避難所として使用しました借り上げ料の精算、こちらが16万3,000円の減額、合わせて1,271万6,000円の減額をお願いするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 中島課長。

○中島辰哉固定資産税課長 はい。固定資産税課、中島です。資料1の23ページ、上から3段目、賦課徴収費、賦課事務費の固定資産税課、賦課事務費になります。2月補正の予算事業一覧は、6ページのナンバー43になります。補正額は33万円の増額のお願いで、補正後の予算額が1,872万円ということになります。これの内訳は、旅費と負担金の決算見込みによる11万円の減額と、本市に対し、行政文書不開示決定処分取消し等請求訴訟が提起されたことに対して、代理人弁護士への着手金に充てるための委託料44万円の増額です。なお、こちらの訴訟につきましては、法人である納税者自身の固定資産税更正決定に関しまして、文書開示請求がありまして、鳥取市情報公開条例に基づく不開示決定をしたことに対し、不開示決定の取消しと開示決定を求め

るものです。第1回口頭弁論期日が、令和6年1月26日であったため、所要額は既決予算を流用して対応させていただいたものです。以上になります。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。市民税課、吉田でございます。資料は、同じく23ページ、一番下、徴税費、賦課徴収費の定額減税対応事業費でございます。所属別事業一覧では、6ページの42番、補正予算書は81ページとなります。こちらは、令和6年度、国の施策といたしましての、定額減税に対応するためのシステム改修費でございます。

ここで、定額減税につきまして、少しちょっと御説明させていただきたいと思います。資料のほうは、30ページ、御覧いただきたいと思います。こちらの定額減税でございますけれども、具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1名につきまして、令和6年分の所得税3万円、令和6年度個人住民税1万円の減税を行うというものでございます。個人住民税の減税につきましては、具体的な減税の実施方法といたしまして、資料の四角で囲っている部分でございますけれども、個人住民税の多くを占めます給与所得者の特別徴収、給与からこう引き去っていく場合でございますけれども、図の一番上のパターンとなります。定額減税の対象となる納税者は、6月の給与からは住民税を引かず、減税後の年間税額を、7月以降、11回に分けて、給与から特別徴収をするという形となります。

次に、真ん中の段の普通徴収の場合でございます。普通徴収の場合では、年税額を年4回に分けてお支払いしていただくということでございますが、まずは、減税前の税額を算出いたします。そして、減税額につきましては、第1期の税額から控除をしていき、引き切れない金額については、2期以降の税額から減額していくという形になります。そして、減額後の期ごとの税額を算出いたしまして、納税通知書として送付させていただいて、納税者の皆様に納付していただくということとなります。したがって、早い納期のものから納税額が少なくなるという形となります。

一番下の段でございます。公的年金の特別徴収の場合でございます。こちら、定額減税前の税額を基に算出した、令和6年の10月分の特別徴収の額から減税額を引いていくと、引き切れない部分につきましては、12月以降から引いていくという形、そうした減税後の税額を、年金から特別徴収という形で納付していただくと、こういった形となります。少し仕組が複雑になると考えられます。

このように、減税に係る税額の算定や、徴収区分ごとにおけます税額算出の処理、また、出力、徴収の出力処理等々、個人住民税の減税への対応に係るシステム改修費でございまして、金額といたしましては1,101万8,000円、こちらを補正計上させていただいております。令和6年度の課税に向けてのシステム改修ということとなりますが、どうしても、4月以降にも、このシステム改修、かかってしまうということとなりますので、繰越明許費として計上させていただいております。なお、この当該事業費、財源といたしましては、歳入のほうにもございますが、国の物価高騰対応臨時交付金を充てさせていただくということとしております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 谷口局長。

○谷口恭子人権政策局長兼人権推進課長 はい。人権推進課、谷口でございます。委員会資料は、26 ページ最上段でございます。民生費、社会福祉費、人権推進総務費、犯罪被害者支援事業費でございます。予算書は 90 ページ、所属別事業一覧は 7 ページ、ナンバー 53 でございます。補正額は 15 万円です。内訳は、見舞金である扶助費 10 万円と、職員研修講師報償費 5 万円を計上させていただいております。見舞金につきましては、昨年 11 月に、県警本部被害者支援室から、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定に基づく情報提供がありまして、面談の上、傷害見舞金 10 万円を支給いたしましたので、年度末までの申請に備え、計上するものでございます。財源内訳の 5 万円は県補助金で、市町村が支給した見舞金の半額を助成するという事になっております。職員研修は、豊富な支援実績と、支援者への指導実績のある専門員資格を持った相談員を県外から招聘いたしまして、窓口対応における二次被害防止の留意点や、支援者自身のセルフケアについて学ぶ研修会を開催したいと考えております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 川口所長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口です。同じく、資料 1 の 26 ページになりまして、下段になります。民生費、社会福祉費、人権交流プラザ管理費、地域共生社会推進・生活困窮等包括的支援事業費のうち、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費についてです。補正予算書は 92 ページ、所属別一覧は、8 ページ 59 番になります。これは、総合支援資金の再貸付けが終了するなどにより、特例貸付けを利用できない世帯に対して、就労による自立につなげることを目的に、自立支援金を支給したものです。実績額より受入額が多かったことから精算させていただいたものでして、補正額は 2,361 万 7,000 円です。

続いて、繰越明許費についてで、生活困窮者食料配布事業についてです。繰越明許費説明資料は、1 の 3 になります。これは、国の動きに呼応して、物価高騰等の理由により、生活が困難となった生活困窮者に対する、当面の緊急的な措置として食料支援を行うもので、食料を事前に確保することによりまして、切れ目のない迅速な支援を行おうとするものです。繰越明許費として、207 万 9,000 円を計上させていただいております。以上です。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。続きまして、27 ページの下から 2 段目、農林水産業費、農業費、農地費、国土調査事業費の国土調査事業費（令和 5 年度国 1 次補正）になります。予算書は 112 ページ、所属別事業一覧は、6 ページの 37 になります。こちら、繰越明許費も計上しておりますので、資料 1 の 1 も併せて御覧ください。本市が行っております地籍調査事業に係る予算でございます。地籍調査を進めるに当たりまして、近年、国の補正予算、こちらに呼応いたしまして、財源の確保に努めているところでございます。2,341 万 4,000 円、こちらを計上いたしまして、資料 1 の 1 にありますように、全額令和 6 年度に繰り越して執行いたします。この補正に係る実施面積は 0.45 平方キロメートルになります。進捗率は 0.07%進みまして、24.85%となる予定でございますが、後ほど説明させていただきますけど、新年度予算にも併せて計上しておりますので、そちらと合わせますと、令和 6 年度末の進捗率につきましては、25.05%となりまして、0.27%進捗する予定となっております。以上です。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。それでは、資料は28ページに替わります。予算のほうは消防費でございます。28ページの2つ目の事業でございますが、款消防費、項消防費、目常備消防費の警防業務費でございます。補正額は225万7,000円、補正後額は2,743万1,000円でございます。財源は、その他財源と一般財源でございます。これは、消防団員が、火災や訓練、また、火災警戒活動などで出動した場合に支払う出動報酬でございますが、令和5年度上半期に、古海地内での建物火災など、大規模な火災が発生し、多くの消防団員が火災出動したことや、新型コロナが明けまして、消防ポンプ操法大会をはじめ、消防団の各種訓練が再開されたことによる訓練参加者が増加するなどしており、年間を通じて必要となる出動報酬確保のため、増額補正のお願いをするものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 以上ですか、はい。御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。それでは、今回のこの委員会の説明資料の19ページの下段の庁舎管理費ですが、本庁舎の光熱水費が1,174万6,000円減額ということで、たしかこれ、補正で上げられたのかどうか分かんなんですけど、光熱費は、結構高騰しとるということだったんですが、その、これだけ1,200万近く減額になった理由を教えてください。

それと、よろしいですかね。3つほどありますけど、1個ずつ。

◆砂田典男委員長 1つずつしましょう。

◆西尾彰仁委員 1つずつ。はい。じゃあ、教えてください。

◆砂田典男委員長 濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい、財産経営課、濱岡です。マイナス1,174万6,000円、こちらにつきましては、本庁舎です、こちら、本庁舎ですけども、電気とガスが、かなり減額と、これをさせていただいております。特に、電気代のほうが900万近い、約960万減額させていただいております。こちらにつきまして、令和5年度の当初予算におきまして、令和4年度が、かなり電気代とガスが高騰しておったと、順次、上がっておったということで、令和5年度につきましても、また上昇していくんじゃないかなという見込みで予算を上げさせていただいておったんですけども、それほど上がらなかったということになりまして、令和4年度決算より、若干400万ほど多いという額で、今、決算見込みを立てたということに伴います減額補正になります。以上です。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい、分かりました。続けてもよろしいですか。続けて、委員会説明資料の26ページの人権推進課さんの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業で、これ、事業、2,361万7,000円の増、増ですね、補正はなかったんで、今回で増ということになんですけど、その財源の内訳と、その支援をされた、その効果を、どのように検証されているのかお伺いいたします。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口で

ございます。この自立支援金につきましては、10分の10、国の交付でございまして、扶助費であるために、扶助費である自立支援金でありまして、所要額より内示額を上回る場合の精算交付はできないということで、あらかじめちょっと余裕を持って積算していたので、この金額になっておりますが、先ほど御質問いただいた内容につきましては、もともと生活がかなり困窮していらっしゃる方が、この貸付け等を利用しておられるという前提があるので、生活基盤がしっかりしていらっしゃらない方が相当数いらっしゃったということで、一定数は、生活保護のほうにおつなぎしたり、あるいは、一定数は、ハローワーク等と連携を取りまして、再就職先を見つけたり、あるいは、様々な制度を活用いただきまして、自営業者の方であれば、事業のほうを再建されたりということで、自立を図られたというふうなことがございますが、なかなか困窮状態から抜け出せない方が、まだまだいらっしゃるようには、現場感覚としては感じておるところです。以上でございます。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。すみません。歳入なんですけど、ちょっと基本的なことなんですけど、14ページの諸収入の延滞金のところで、現年度分と繰越分があるんですけど、繰越分は分かるんですけど、この現年度分っていうのは、こうどういう状況になったら、現年度に延滞金が発生して、このように徴収をしてられるのか、その点、まず教えてください。

◆砂田典男委員長 池原課長。

○池原章博収納推進課長 収納推進課、池原です。延滞金に関しましては、もう納期限が過ぎましたら計算が始まりますので、延滞金の場合は、1,000円を超えたら徴収をすることになっております。その納期限を過ぎてから、例えばで、よくあるパターンですと、分割納付をされて、年度末近くに納付されたりだとか、あとは、金額が、1期の金額が大きいもの、例えば、法人市民税だとか、固定資産税も大きな金額だとかってなるとですね、やはり延滞金も早く増えてくるということになりますので、2か月、3か月遅れて納付される方、そういった方からも、きっちりと、かかった延滞金は徴収をさせていただくということで、現年分も延滞金を納付いただいているという状況でございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。分かりました。もう1つ、定額減税なんですけど、このシステムに係る予算が計上されていますけれども、これの考え方っていうか、この予算が出てきた根拠っていうのは、数字的な、ちょっと自治体によって金額が違うんですけど、なぜ鳥取市は、1,100万円なのかなと思って。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。こちらにつきましては、まず、制度設計、国から示されたもの、それで、今、基幹システム、富士通のほうにお願いしているんですけども、その中で、この、先ほど申し上げた3つのパターンでのそのシステムの仕組みを、どうしても、それに合わせたものに直していかなくちゃいけないというところで、あと、その期間的なものですね、どうしても、特別徴収でありましたら、5月の連休明け、半ば頃には、納税通知書を送らなくちゃいけない。また、普通徴収であれば、6月には納税通知書を送らなければいけ

ないというような限られた期間で、そのシステムを、この形に合わせたシステムに改修していかなくちゃいけないという部分も提示したところでも出されたものでございまして、それに沿った金額を明記されているという具合に考えているところでございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 ということは、鳥取市は富士通さんなので、こういうことをしてくださいってということで、これぐらいかかりますよってということが提示されたから、その分、そのまんま、一応、国が見てくれるっていうことなわけですね。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。この金額につきましては、交付金のほうで対応するということは確認をさせていただいているところでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 はい。それで、繰越しということなんですけれども、大体目安として、いつまでに、そのシステム改修ってというのが行われる予定なんでしょうか。

◆砂田典男委員長 吉田局長。

○吉田彰克税務・債権管理局長兼市民税課長 はい。システム改修は、最終的には、先ほど申しましたように、6月には、普通徴収の納税通知書を送らなくちゃいけないということがありますので、5月の中下旬までには、遅くとも改修を完了しておらなくちゃいけないという具合に考えているところでございます。以上でございます。

◆伊藤幾子委員 はい。いいです。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で。上杉委員。

◆上杉栄一委員 ちょっと、21ページ、先ほど、2億5,700、2億、補正の分で、基金積立金に、いわゆる減債基金に積み立てるということで、これの説明で、地方交付税が減税のその補填だということだけでも、地方交付税の5年度の当初が、235億7,000というのが、当初で上げられたんだけど、地方交付税の、要するに、減額ってというような形のもんっていうのは、毎年そういう分があるんだのかなということ、それから、そういった場合に、こういった、その減債基金の積立てで、それを補填するというようなシステムになっているかどうか、その辺り、ちょっと教えてやってください。

◆砂田典男委員長 河口次長。

○河口正博次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。このたびの減債基金に積む2億4,916万9,000円でございますけれども、こちらについては、今まで、こういうやり方を国のほうがされたということは、ほぼないです。初めてのやり方でございます。令和5年度に交付税を上増しされまして、要するに、今回増額補正をさせていただいた歳入の交付税、それから、臨時財政対策債の分ですね、合わせて2億6,000万ぐらいあるんですけども、この分っていうのは、どちらかといいますと、国のほうが、11月の通知で、2億6,000万、2億4,000万分を交付税として交付しますと、増額してします。これにつきましては、令和5年度に交付するんですが、令和6年度と7年度の分の、いわゆる地方交付税の分を減額させていただくということで、令和5年度に1回交付をして積んでくださいと。それを、令和6年度と7年度に

分けて取り崩して、交付税は、その分減額しますので、その分に補填して使ってくださいという通知でございまして、少し説明をさせていただいたんですが、恐らく、国のほうの税の見通しが、かなり令和5年度、顕著に伸びておりますので、逆に、令和6年度、7年度の税の見込みというのが、かなり少なくなってくるということでございますので、一旦、国のほうで調整をされて、5年度の交付税のほうで、まず、一旦手当てをして、6年度、7年度は、少し減額をさせていただきたい、こういう通知でございましたので、このたび、これに呼応してやらせていただいたということでございます。

◆上杉栄一委員 うん、分かりました。はい。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。すみません。同じく、委員会の説明資料の28ページの真ん中辺りですけども、消防団員の退職報償金です。820万2,000円の増額ということで、何か、これを補正で出されるっていうことは、今回ですね、退職者が、団員がどれだけおられて、現在、これ、退職されたことによって、どれだけ団員が不足されているのか。また、ちょっと退職報償金の基準っていうのは、どのぐらいになっているのか、つまり、もうちょっと増やしたら、入ってくれる人もおられるのかなと思ったりして、その辺りをお伺いいたします。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。この消防団員退職報償金制度といいますのは、消防団員さんが、在職中の労苦に報いるような趣旨で、年数に応じて、金額、年数と在職中の、最高、消防団の中での一番高い階級、在職した階級に基づいて支給額が決められておるところでございます。ただ、5年以上在籍しないと対象にはなりません。令和5年度実績でいいますと、55名の方が退団、退職報償金の支払い対象になっとるものでございます。ちょっと例を言いますと、一番、5年以上ということですので、一番、何ていいますか、低い額の方は、団員さんであられた方は、5年以上10年未満勤めると20万円、一番高いレベルでいいますと、消防団長を勤めた方が、30年以上消防団員歴がありますと97万9,000円というようなことで、その他、階級と年数に応じて、表になって、それぞれ支給しとるものでございます。現在の消防団員の、鳥取市消防団員、条例定数1,354人でございますが、現員は、現在の人数は、ちょっと確認させていただけますでしょうか。またお答えさせていただきます。

◆砂田典男委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。私も、過去に分団長をしとって、60万円ぐらいもらったのかなと思ったんですけども、25年ぐらいやりましたかね。もう団員が、こうやって減つとる状況なんで、もっとこの、これは意見ですけども、退職報償金なんかも、もっと増額も検討されたらいいんじゃないかなという、これは意見として申し上げておきます。以上です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 すみません。防災行政無線維持管理費なんですけど、所属別事業一覧は、67番になるんですけど、先ほど御説明されたことが、そこには書いてあるんですけども、結局、令和5年7月豪雨及び台風7号で、連絡手段が課題となって、このたび、IP無線を11台追加配備するっていうことなんですけど、これが、何でもこういふことになったのかっていうのが、

ちょっと私もよく分からなくて、ふだん、例えば、訓練しているとか、こういうときには、こういう状況になるよねとか、そういったことってというのは、日々、いろいろ考えられてきたんじゃないのかなあって思うんですよね。それが、今回、こういう追加をするということになったのは、7月豪雨と台風7号が、これまでになく、市としてね、すごく対応が、大人数で、広い範囲に、いろいろ対応しないといけないから、こういうことになったのかなあとも思ったりして、このときにならないと、何で分からなかったのかなってというのが、素朴な疑問なんです、そこをちょっと御説明願えたらと思います。

◆砂田典男委員長 植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。伊藤委員おっしゃるように、この問題が、急に、台風第7号になってから分かったというものではございません。これまでの災害の中でも、この庁舎に移転してからですね、幾つかの災害がございましたが、このたびの災害は、特に、おっしゃるように、避難所が、開設が60か所以上にも上ったというようなことがあります、今まで、その避難所数、避難所などの開設によっては、何とかそういった問題をはらめつつ対応してきたところでございますが、例を申しますと、この庁舎と備蓄倉庫、これを結ぶ電話回線がございません。どのように、例えば、その避難所から、このような物資が、これだけ欲しいというような要望があった場合、まず、多くは、本庁舎の避難所班に、避難所から連絡がありまして、それを災害本部並びに、実際に物がある備蓄倉庫に連絡して、これこれを、これだけの数、準備して配送してくれというようなことを指示を出すのですが、先ほど言いましたように、電話回線がございまして、実態としては、職員がメモなどを持って走ったりして、その要望状況を備蓄倉庫のほうに伝えて、その倉庫から物品を準備して、輸送車両に引き渡すというようなことをしておりましたが、先ほど言いましたように、一遍に避難所が開設して、対応が難しくなると、また、避難所に物資を配送する輸送班と備蓄倉庫、また、本庁の避難所班など、班をまたいでのやり取りが円滑にできないことにより、例えば、もう輸送班は、避難所にですね、配送を終えて、次の避難所に配送するために戻ってきたんだけど、別の避難所からの要望が、すぐ備蓄倉庫に伝わってなくて、準備に手間取ったりっていうようなこともあったと聞いております。そういった問題が、このたびの台風第7号で、さらに顕著になったということで、このたび、IP無線の増大をさせていただきたいということになったところでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子委員 必要なものは、そろえないといけないと思うんですね。この11台で、本当に足るんですかっていうところが言いたいことで、それで、こういろいろ、ばたばたと急がれる中、効率的にね、本当に作業を進めていこうと思えば、このIP無線をそろえるっていうことは、連絡調整がね、本当にスムーズにできるということのためなので、本当に、この11台でどうなのかっちゃうのは、私は思うんですけど、やっぱり、より早く、本当に作業が進んで、ちゃんと必要なものが、避難所なら避難所に届くということで、いろいろ、災害待っていてもいけませんので、ふだんから、ちょっと本当にこれで大丈夫かなっていう点検っていうか、検証はしていただいて、必要なものはそろえていただくということをしていただきたいと思います。以上

です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ちょっと参考までに教えてください。説明資料の26ページ、人権推進課の関係ですよね。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費で、2,361万7,000円で、これは、所属別事業一覧見ると、返還をするわけだっていうことですよね。それはそれでいいんですけども、っていうことは、見込み違いとかということではないわけですかね。どうなんですか。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。この自立支援金の交付事業につきましては、当初、数か月間ぐらいで終わるものと見込んでいた事業が、こう延長、延長になってきまして、なかなか、今年度も、またいで延長になったというふうな経緯もございまして、当初は、かなり多くの方の申請があったということもありまして、基本的に、その数がベースになって、次年度も、ちょっと予算計上したということがございます。それから、先ほども申し上げましたけども、所要額を増額した場合に、あらかじめ国に届けた算定額より、こう上回った場合は、それが補填されないという通知が国のほうからあったものですから、扶助費ですので、足りないからお支払いできないということではできませんので、結果としては、少し多過ぎたかなと思いますけども、かなりちょっと余裕を持って積算をさせていただきましたので、こういった数字になったものです。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それでね、細かいこと聞くようだけど、申請者数は何名あって、支給対象といえますか、支給された方が何名あって、金額的には、どの程度の支給額になるんですか。教えてください。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 はい。中央人権福祉センター、川口でございます。支給決定者数が245名でした、245件ですね、世帯で数えますと、245件になりまして、給付決定額が7,300万と少しぐらいになりまして、はい。この4年度分につきましては、当初と比べて、やっぱり少し減ったということで、この金額になっております。以上です。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 支給額は幾らですか。

◆砂田典男委員長 川口次長。

○川口寿弘人権政策局次長兼中央人権福祉センター所長 失礼しました。中央人権福祉センター、川口です。給付決定額が、支給した額ですけれども、7,386万円になります。以上です。

◆長坂則翁副委員長 はい、いいです。

◆砂田典男委員長 いいですか。そのほかの委員の皆様で、何かございますか。植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。先ほどの西尾委員さんのお尋ねの中で、ちょっとお答え、お待ちいただいた件について、御報告いたします。消防団員につきまして、1月1日現在の数字でございますが、1,238人が、現在の人員でございます。消防団

員、条例定数 1,354 人ですので、現在、116 人の欠員が出ている状況でございます。充足率としては、約 91.4%ということになるかと思います。以上です。

◆西尾彰仁委員 はい。分かりました。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。では、以上で質疑を終結いたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆砂田典男委員長 討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 19 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 26 号令和 5 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算(説明・質疑・討論・採決)

◆砂田典男委員長 引き続きまして、議案第 26 号令和 5 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算の御説明をお願いいたします。濱岡課長。

○濱岡直樹財産経営課長 はい。財産経営課、濱岡です。それでは、資料 1 の 31 ページ、お願いします。財産区の特別会計の予算でございます。31 ページの歳入になります。補正予算が必要になります国府町宇倍野財産区ほか、11 財産区における事業実績見込みに基づきまして、補正を行うものでございます。754 万 7,000 円の増となりまして、補正後額は 2,031 万円となります。

中段辺りの款繰入金、項が他会計繰入金の鹿野町鹿野財産区管理事業費特別会計繰入金、こちらの 605 万 6,000 円につきましては、市議会と別に設置をしております鹿野町鹿野財産区議会、こちらが、今年度末に廃止をするということに伴いまして、12 月議会におきまして、鹿野町鹿野財産区管理事業費特別会計、こちらの廃止について議決をいただきましたが、この鹿野財産区の特別会計の余剰金として、本会計に繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出になります。32 ページになります。所属別事業一覧は、76 ページと 77 ページ、こちらになります。同じく、補正予算が必要な各財産区におきまして、決算実績見込みに基づいて補正を行うものでございます。歳出におきましても、歳入と同額 754 万 7,000 円の増となります。こちらの款総務費で、項の総務管理費、目の一般管理費、一般管理事務費のうち、鹿野財産区基金積立金 605 万 6,000 円、こちらにつきましては、先ほど、歳入で御説明させていただきましたけれども、鹿野財産区の余剰金を基金に積み増すものでございます。以上になります。

◆砂田典男委員長 御説明をいただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆砂田典男委員長 はい。質疑なしと認めます。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 26 号令和 5 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 36 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 それでは、続きまして、先議分以外の議案説明に入ります。議案第 36 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。有元室長。

○有元薫治総務課公文書管理室長 はい。総務課公文書管理室、有元でございます。付議案 17 ページ、資料 2 の 2 ページの鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてでございます。

この条例につきましては、法律で定められた以外の本市独自の個人番号の利用事務や、情報連携等について定めた条例でございます。令和 5 年 6 月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されました。

内容については、資料の下の方に、参考というところで記載しておりますが、個人番号を利用する事務のほかの機関等との情報連携の範囲につきまして、これまでは、法律の別表に定められておりましたが、それが廃止されまして、法律ではなく、主務省令で規定され、運用されることとなりました。それに伴い、これまで、法の別表 2 において定められていた事務と、特定個人情報について、それぞれ、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報というように、法律において定義されたため、条例についても、法律と合わせて用語の定義を追加し、所要の改正を行うものでございます。

施行日は、改正する法律の施行の日としております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案第 37 号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正について（説明）

◆砂田典男委員長 次に、議案第 37 号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正についての御説明をお願いいたします。入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。それでは、議案第 37 号鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正について御説明をいたします。付議案は、19 ページからと、説明資料 2

の6ページでございます。説明のほうは、資料のほうを使ってさせていただきます。

こちらは、地方公務員法等の一部を改正する法律によりまして、令和5年4月から、段階的に定年年齢が65歳まで延長されるということが決まりまして、本市におきましても、本年度の4月から、定年延長制度がスタートしております。一方で、病院・診療所・保健所で業務に従事する医師・歯科医師につきましては、もともと定年年齢が65歳というふうになっておりました。国から示されておりました定年延長制度の中では、職務の特殊性や、欠員補充は極めて困難な職については、条例で別に定めれば、70歳まで定年を延長ができるということになっておりまして、このたび、医師・歯科医師について、資料の右の表のとおり、段階的に70歳まで引き上げるものです。ただし、組織の新陳代謝を図る観点から、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる定年、役職定年年齢ですね、こちらにつきましては、65歳とするものでございます。

改正する条例は3つありまして、1つ目の鳥取市職員の定数等に関する条例では、定年を70歳とすること、それから、役職定年を65歳とすること、それから、令和12年度までの間に、段階的に延長することを規定しております。2つ目の鳥取市職員退職手当支給条例では、退職勧奨の基準年齢を、当面の間、引き続き65歳とすることを規定しております。3つ目の鳥取市職員給与条例では、65歳で昇給停止することを規定しているものでございます。

このたび、条例改正を上程させていただいた経緯としましては、こちら、市立病院のほうの事情によるものでございます。市立病院では、年々医師の確保が困難となっておりまして、65歳を迎えても、勤務継続を希望する医師、こちらにつきまして、引き続き勤務をしていただきたいというような事情がございまして、定年を延長するものでございます。ちなみに、県のほうは、既に定年年齢を70歳まで段階的に引上げをしておりますし、東部では、岩美病院、それから、智頭病院でも、県と同様に定年延長をしているという状況にございます。

このまま、今のまま、65歳、市立病院のほう定年となると、65歳を迎えたときに、市立病院の医師が、県内のほかの病院に移られるというようなことも考えられるということでございます。なお、保健所の医師につきましても条例の対象にはなりますが、現在保健所の医師は、所長1名となっておりまして、保健所所長は県からの派遣職員となっておりますので、本条例の適用外ということで、既に県条例の適用を受けているということになります。説明については以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案第38号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について(説明)

◆砂田典男委員長 それでは、次に、議案第38号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。入江課長。

○入江卓司職員課長 はい。職員課、入江です。それでは、議案第38号鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。それでは、付議案は23ページ、委員会資料は16ページを御覧ください。説明のほうは、資料のほうを使ってさせていただきます。

す。

こちらは、建築主事の任命を受けて従事する職員に対して、特殊勤務手当として、建築主事業務手当を新設するものでございます。初めに、手当新設の目的について説明をさせていただきます。

現在、本市は建築基準法に基づく特定行政庁として建築主事を配置し、建築確認、それから、違反建築物に対する是正命令などを行う行政機関というふうになっております。本市では、建築主事は今1名、これは、建築指導課長が任命をされておりました、建築主事になるためには、資格がまず必要となっております、実際には、職務の重さであったり、業務の負担といったこともあり、建築主事となるための資格保有者がなかなかいないといった状況になっております。全国的に、建築主事が訴訟ですね、訴えられるというふうな例もございまして、そういったリスクもある資格を取得する職員が、少なくなっているというような状況がございまして。こうした状況を改善するために、建築主事の処遇改善を図り、将来にわたって人材が確保できるようにすることと、育成に取り組むということとしたものでございます。

手当の内容につきましては、建築主事の業務に従事した場合に、1日300円を支給するものでございます。実際には、ほぼ毎日業務がございまして、1か月の勤務が20日とすると、月額では6,000円、年額では7万2,000円という手当になります。こちらにつきましては、他都市でも、建築主事に特殊勤務手当を支給している自治体というのもございまして、おおむね、月5〜6,000円といったところが多いといった状況がございまして。他都市との均衡も図るという観点から、6,000円ぐらいが適正であるというふうに考えまして、日額にして300円の手当を新設しているものでございます。なお、特殊勤務手当の性質上、勤務実績に応じて支給することが基本であるため、日額支給としております。

この手当を導入することで、建築主事になるために必要な資格取得を促進してまいりたいと考えておりました、2ポツの複数体制による負担軽減、こちらにもつながりますけれども、現在は、建築指導課長は建築主事をもって充てるというようなことになっている体制も見直しを図って、複数体制にして、円滑に業務が回る体制にしていきたいというふうに考えております。

次のページに、建築主事制度の概要について載せておりますが、そのうち、特に3ポツのところですね、こちらにつきましては、今、建築主事になるために必要な建築基準適合判定資格、この受験資格につきましては、一級建築士に合格したもので、かつ、2年以上の実務経験を有することとされておりました、現在、この要件を満たす職員ですね、本市に5名いるものの、実際には受験する者がなかなか現れないというような状況がございまして。

前のページに戻っていただきまして、4ポツの施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行をするものでございます。説明については以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議案第 54 号包括外部監査契約の締結について（説明）

◆砂田典男委員長 では、次に、議案第 54 号包括外部監査契約の締結についての説明をお願いいたします。一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 総務課、一村でございます。資料は、資料 2 の 19 ページを、付議案は 187 ページを御覧ください。来年度の包括外部監査契約の締結についてでございます。

中核市においては、外部監査が義務づけられておりまして、地方自治法の規定に基づいて議決をいただくものでございます。

今議会において、開会日に、監査人に議場で説明をしていただきましたので、御存じかと思いますが、来年度につきましても、今年度と同じく、税理士の田中幸一朗氏を、監査人として契約を行いたいと思います。契約金額につきましては、本年度と同額の 713 万円を上限とする額で考えております。内訳は、資料 2 の 3 の（１）、（２）のとおりでございます。補助人 2 人を選任されて、3 人で監査を行う予定になっております。

なお、選定の経緯につきましては、4 のとおりでございます。監査委員全員の合意をいただいております。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、先議分以外の議案説明を終了いたします。

報告第 3 号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、報告に入ります。報告第 3 号専決処分事項の報告についての説明をお願いいたします。一村次長。

○一村泰志次長兼総務課長 はい。総務課、一村でございます。専決処分事項の報告についてでございます。資料は、付議案の 229 ページと 230 ページを御覧ください。よろしいでしょうか。地方自治法の一部を改正する法律が成立しまして、昨年 5 月 8 日に公布されたことに伴い、法及び政令において、条ずれが発生しまして、自治法から条文を引用しております 2 本の条例と、同政令から条文を引用しております 1 本の条例について改正を行いまして、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。本年 4 月 1 日施行という形になります。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、意見等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 以上で、報告事項を終わります。

それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前 11 時 17 分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後 1 時 25 分 再開

【監査委員】・【選挙管理委員会】・【出納室】・【市議会】

◆砂田典男委員長 では、ただいまから総務企画委員会を再開します。

本日は、まず、先議分の議案説明、質疑、討論、採決、続いて、令和 6 年度当初予算の説明という流れとしております。

令和 6 年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

まず初めに、富山監査委員事務局長、有本選挙管理委員会事務局長、横尾会計管理者、保木本市議会事務局長に御挨拶をいただきたいと思います。富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。本日は、先議分としまして、議案第 19 号の 2 月補正のその①と、予算審査分としまして、議案第 1 号になりますね、鳥取市一般会計予算、令和 6 年度当初予算の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 はい。選挙管理委員会事務局、有本です。先般、先議、今、選挙戦にもうすぐ入っていきますが、真っ最中ですが、審議をいただきまして、大変ありがとうございます。本日は、富山局長のとおりでございます。今、選管では、非常に忙しくさせていただいております、気がつけば、もうあと 3 週間を切っているという状況でございます。しっかりとミスのないように取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

◆砂田典男委員長 横尾会計管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 はい。会計管理者、横尾でございます。本日は、先ほど、富山局長のほうからありましたように、2 月補正及び当初予算のほうの御説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

◆砂田典男委員長 保木本事務局長。

○保木本英明市議会事務局長 はい。市議会事務局の保木本でございます。補正予算の関係は、皆さんのところと同様で、先議によります補正予算の関係ですけども、各事業の事業実績の見込みによりまして、増減または減額の補正をお願いさせていただくものでございますし、当初予算につきましては、先般の全員協議会で説明させていただいておりますとおりでございます。詳細につきましては、植田次長のほうから、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議案第 19 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆砂田典男委員長 それでは、先議分の審査に入ります。議案第 19 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、一括してお願いいたします。富山局長。

○富山 茂監査委員事務局長 はい。監査委員事務局長の富山です。そうしますと、お配りの、総務企画委員会補正予算資料の順に説明させていただきたいですので、よろしくお願いします。はい。そうしますと、開いてもらって、2 ページ目になります。

まず、上段の公平委員会費から説明させていただきます。公平委員会費は、75 万 9,000 円の減額を計上しております。これは、公平委員会相互の情報交換や研修会等の開催、または、公平委員会制度の調査や研究、資料の収集を行います公平委員会を会員とします、全国や中国地区などの都市公平委員会の連合会の会議や研修に、委員さんの日程が合わなかったり、大雨によりまして、公共交通機関が運休などによりまして、出席ができなかったものがありまして、出席旅費、出席者負担金が不要になったものでございます。

続きまして、下段の監査委員費になります。監査委員費は、60 万 6,000 円の減額を計上しております。これも、まず右側の欄になりますが、上のほうの都市監査委員会費の 56 万 9,000 円の減額ですが、これは、公平委員会と同様に、都市の監査委員を会員とします、全国や中国などの都市監査委員会の会議に、ウェブ開催となったり、委員さんのまた日程が合わなかったりで、出席できなかったものがありまして、旅費、出席者負担金が不要になったものでございます。

下のほうの会員都市分担金ですが、これは、全国都市公平委員会で、長年のコロナ禍によりまして、総会等が開催できなかったため、繰越金が多くなったということで、年会費を臨時的に徴収しないということになりましたので、負担金が不要になったものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 有本局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 はい。選管事務局、有本でございます。引き続きまして、資料の 3 ページを御覧いただきたいと思います。まず、選管事務局、歳入でございますが、上段の国庫支出金、選挙費委託金、並びに、下段の県支出金、選挙費委託金につきましては、いずれも歳出と連動いたしておりますので、歳出のほうで御説明をさせていただきたいと思えます。

次に、はぐっていただきまして、4 ページでございます。上段、選挙管理委員会費でございます。総額で 3 万 4,000 円の増額ということでございますが、内訳としましては、内容欄に記載のとおり、実績見込みによるものでございます。そのうち、在外選挙人名簿調製事務費の 4,000 円の増につきましては、国からの委託金を充当させていただきたいと思っております。

次に、中段の選挙啓発費は、4 万 3,000 円の減ということでございまして、これも実績、事業の実績見込みによります減額でございます。

最後に、県知事・県議会議員選挙費でございますが、206 万 7,000 円の減額でございます。これは、昨年 4 月 9 日に執行いたしました県知事選挙及び県議会議員選挙につきまして、実績に基づきまして精算をするものでございまして、同額につきましては、歳入の県委託金から減額

をさせていただくものでございます。説明は以上です。

◆砂田典男委員長 横尾管理者。

○横尾賢二会計管理者兼出納室長 はい。出納室、横尾になります。資料のほうは、5 ページを御覧ください。事業のほうは、事業実績見込みによるものでございます。まず、一番上段、決算事務費でございます。20 万 3,000 円の減額となっております。こちらにつきましては、ペーパーレス化のほうを進めておりまして、決算書の部数を半分程度、具体的には 100 冊でございますが、減らしたことにあります。

次の出納事務費でございます。こちらは、はがき・納付書等の印刷費の実績見込みが増となり、20 万 3,000 円の増額となっております。

会計事務費でございます。こちらにつきましては、研修のほうの日程が合いませんで、不参加となったことにより、12 万 7,000 円の減額ということでございます。

最後、一時借入金利子でございます。この一時借入金利子は、当初見込みよりも低い利息、短い借入期間となったことから、503 万円の減額となっております。以上でございます。

◆砂田典男委員長 植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。市議会事務局、植田です。では、資料のほうは 6 ページを御覧ください。歳入ということで、諸収入の雑入で 2 万円上げさせていただいております。これは、令和 5 年の台風第 7 号に係る災害見舞金ということで、中国市議会議長会のほうからということで受けているものでございます。

続きまして、7 ページのほうを、お願いいたします。まずは、調査研究費です。実績見込みの減ということで、464 万 8,000 円の減ということになります。主には旅費ということになりまして、議長会、それから委員会等の旅費の実績に基づく減額ということになります。

それから、次、議会報発刊費です。348 万 7,000 円の減額ということになります。発刊費の印刷製本分なんですけれども、これは、入札に伴う印刷費の請差の減額ということで上げさせていただいております。

次が、運営経費です。運営経費の市議会運営分が 6 万 7,000 円の増額です。こちらは、燃料費等の実績の見込みでの増額となります。

続きまして、その下、議会中継・放映費 23 万 1,000 円の減額ということで、これは、手話通訳さんの配置の実績に伴って減額をさせていただいているものでございます。

一番下、全国市議会議長会の負担金等ということで、様々な会議がございますけれども、実質、参加負担金ということになりまして、不参加であったりとか、それから、参加の回数が減ったものについて減額をさせていただいているものでございます。以上です。

◆砂田典男委員長 御説明いただきました。

本案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

◆上杉栄一委員 質疑じゃないんですけども、ちょっといいですか。

◆砂田典男委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一委員 公平委員会で、さっき、都市監査委員会費の中の減額の中で、会員都市分担金ということで、説明が、都市公平委員会への出席ということで説明があったんですけども、これ、

選挙、監査委員会費の中で、減額の、その下の会員都市分担金の会費の減額が、都市公平委員会に出席しなかったというような説明だったんだけど、監査委員会。

○富山 茂監査委員事務局長 監査委員会です。すみません、言い間違いです。監査委員です。

◆上杉栄一委員 はい、その確認です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 議会事務局に聞きたいんだけど、この7ページの一番下の鳥取港振興会会費等という表現になっというけども、この等っていうのは、そのほかに何があるんですか。

◆砂田典男委員長 植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい、市議会事務局、植田です。全国温泉所在都市議会議長協議会負担金と、鳥取港振興会の会費とですね、ちょっとスペースの関係で、もう一個入れそびれておりまして、全国伝統工芸品振興市議会協議会っていうのがございまして、そちらの負担金もあってですね、都合3項目分あるんですけども、ちょっとスペースの関係で、主なもの2つを書かせていただいて、それで、等ということにくらせていただいているものでございます。

◆砂田典男委員長 よろしいですか。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 それで、前からこういう形になっておると思うんだけど、鳥取港の振興会の会費っていうのは、議会事務局が負担すべきもの、どういう、議会との関わりっていうのは、どうなんですか。例えば、農林水産部が、そういう負担金を出すっていうんだったら、ストレートで理解できるんだけど、市議会との関わりっていうのは、なぜ、どういう形で何があるのか、何でその鳥取市議会を、もう以前からずっとそうなると思うんだけど、その理由なり、根拠っていうのは何ですか。

◆砂田典男委員長 植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。鳥取港振興会のほうなんですけれども、執行部は執行部で入っていただいている、議会は議会に入っているという会になっておりまして、議会は議会のほうでの負担をさせていただけるという格好になっております。市・県、それから、商工会議所とか、港湾の関係者さんとかでつくっている会ということになりますので、市は市、議会は議会というような形で、議会として、別途独立して入らせていただいているということでございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、そのね、執行部のほう、農林水産部は農林水産部として負担をしておる、議会は議会として負担しておるって、それ二重の負担じゃないんですか。ですから、議会がなぜ負担をしなければならないのか、どういった理由で議会が負担をされるんですか。その根拠を教えてください。例えば、議長が出るとか何とか、あるんですか。

◆砂田典男委員長 植田次長。

○植田光一市議会事務局次長 はい。議長が議会の代表としては出ています。

すみません。一度ちょっと確認をさせていただきます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 いや、ですから、議長が、この振興会の会議に出席をすとか、明確なそういう理由があって、議会が負担をしますと言われるのであれば、それは十分理解できるんだけど、ですから、その会費を納入される、納められる、その理由なり、根拠が知りたいって言っているんですよ。

◆砂田典男委員長 しばらく休憩します。

午後1時40分 休憩

午後1時43分 再開

◆砂田典男委員長 では、委員会を再開いたします。毛利さん。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 はい。それでは、私から御説明させていただきます。鳥取港振興会ですけれども、こちらの会は、鳥取県庁内に設置をしてある会議でございます。この会議の目的としては、官民一体となって、鳥取港の施設整備及び施設の利用促進に積極的取り組み、地域産業、それから経済発展に寄与することを目的に設置されまして、この会に、事業といたしましては、いろんなポートセールスの活動とか、港湾振興に関する情報収集、調査・分析など、それから、港湾整備の整備に関することなどを行っている会でございます。

この会に、組織に鳥取市議会として入っている目的といたしましては、鳥取港に係のある個人または団体及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織ということで、この会については、実際に入られたときの議論というのは不明確な部分がございますけれども、実際としては、鳥取市議会として加入ということになっておりまして、年間2万円の負担金を負担させていただいているものであります。なお、今回減額になりましたのは、毎年負担金を各団体から集めておりましたけれども、令和5年度につきましては、事業がコロナで縮小した影響がございます、その結果、負担金が不要となり、今年度減額になったものでございます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 ということは、例えば、市議会との関わりとして、議長が、この振興会の会議に出席をすとか、そういったことは一切ないんですね、そこだけ聞いときます。

◆砂田典男委員長 毛利補佐。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 議長は出席をいたしております。それで、よく議会の会議や何かで、負担金の会や何かで、要は加入しているときでございますけれども、例えば、先ほどの伝統工芸の会にしても、代表者会等々で、当時の議長が加入すべきかどうかということをお諮りさせていただいて、加入をさせていただいているものでございます。したがって、振興会に入った経過というのが、ちょっと当時、どういった経過があったということは不明でございますけれども、ただ、議会として入っている以上、やはり代表者会等々で御協議の上、加入したということが考えられます。以上でございます。

◆砂田典男委員長 いいですか。

◆長坂則翁副委員長 はい。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆砂田典男委員長 以上で質疑を終結します。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆砂田典男委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 19 号令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

◆砂田典男委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◆砂田典男分科会長 それでは、総務企画委員会を終了し、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午後 1 時 46 分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後 1 時 57 分 再開

令和 6 年度総務企画委員会視察について（説明・質疑）

◆砂田典男委員長 それでは、総務企画委員会を再開します。

そのほかの件で、令和 6 年度総務企画委員会視察についてに入りたいと思います。お手元に、鳥取市議会総務企画委員会視察についてという資料を配付しておりますが、令和 6 年度一般行政視察の視察日程、視察テーマ、視察先について御意見を伺いたいと思います。

まず、事務局より説明をお願いします。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 はい。失礼いたします。お手元の資料のとおりでございますけれども、初めに、視察の日程予定日ということで、来年度は、ゴールデンウィーク明けの令和 6 年 5 月 8 日水曜日から 10 日までの 2 泊 3 日か、もしくは、その翌週、5 月 13 日月曜日から 15 日水曜日まで、いずれかの日程で予定をしていただければと思います。参考までに、これまでの視察テーマ、視察先を記載しております。行き先ですけれども、3 か所、3 テーマ御協議いただければと思います。常任委員会の旅費の関係もございますので、御希望に沿えない場合もございますが、御協議のほう、よろしく願いいたします。

◆砂田典男委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、まず日程について、協議をしたいと思います。ただいま説明がありました日程案のうち、委員の皆様で、御都合の悪い日はございますか。

◆西尾彰仁委員 私は、連休すぐより、その後の 1 週後のほうがいいです。

◆伊藤幾子委員 賛成。

◆砂田典男委員長 5 月 13 日からっていうやつですね。

◆西尾彰仁委員 8、9 は予定が入りそうなので。

◆砂田典男委員長 委員の中から、5月13日から、月曜日から15日の水曜までという意見が出ましたが、その日程でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆砂田典男委員長 はい。では、日程については、5月13日から15日水曜までということにいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆砂田典男委員長 次に、視察テーマや視察先について、御意見、希望のある方は御発言ください。長坂副委員長。

◆長坂則翁副委員長 文化交流課が市民会館とか福祉文化会館とか複合施設で、何か見本になるようなところが何かあると上杉委員さん言っとられた。

◆上杉栄一委員 はい。以前に、会派で、大和市の駅前の複合施設。図書館とホールと。そこは、年間に300万人ぐらいな集客があつて。

◆西尾彰仁委員 それは大きいとこですね。ほかにちょっと意見もいいですか、委員長。

◆砂田典男委員長 はい、西尾委員。

◆西尾彰仁委員 はい。私は、最近頻発する、災害、雨とか地震とか、特に、鳥取は地震があるので、東北とか能登半島はまだ避難者もおられるので、その前にあった熊本地震で、うちも職員を派遣しとるし、地震に強いまちづくりということで、熊本市さんはいかがでしょうか。たしか、地域防災活動の優良事例なんかを、表彰されとるんじゃないかなと思うんです。それで、自助・共助・公助なんですけども、どういうことに行政として力を入れて、共助を強めとるかっていう辺を学びに行ったらどうかなと思って、南のほうなんですけども、意見です。

◆砂田典男委員長 そのほかの委員の皆様で、何か御意見はございませんか。柳委員。

◆柳 大地委員 はい。千葉県流山市になりますけども。シティセールスというか、人口が物すごく増えていて、とにかくプロモーションがすごい強いところです。

◆砂田典男委員長 千葉県ならちょうど大和と組もうと思えば組めるな。

◆長坂則翁副委員長 それとセットにすりゃあええだ。

◆西尾彰仁委員 流山は人口増で有名ですね。

◆砂田典男委員長 大和市と流山市とで。

◆上杉栄一委員 大和市はね、シリウスっていうとこだ。あれかいな、総務部、企画推進部、市民生活部から、それぞれを入れないけんのかいな。

○谷島孝子市議会事務局議事係長 特には、ないです。

◆西尾彰仁委員 市民生活部は、移住定住の辺だし、複合施設なんかは、文化交流課で、企画推進部。

◆砂田典男委員長 あともう一か所は。

◆長坂則翁副委員長 あれ、何の委員会で行ったんですかね。常総市に行きましたが。防災の関係で。東京周辺で、適当なところが見つかるかどうかだな。神奈川とか、千葉とか。

◆西尾彰仁委員 東日本大震災のときにね、東京も揺れたけど、あんまりそういうのはないですね、東京周辺では。

◆上杉栄一委員 ないことはない。

◆砂田典男委員長 例えば、羽田とするでしょう。大和市は、この辺り。それで、流山はこっちなら、その沿線上か真ん中辺でどこか探せば。

◆長坂則翁副委員長 それで探せれんか。

◆西尾彰仁委員 任せます。委員長さんと副委員長さんと事務局さんに一任。

◆砂田典男委員長 じゃあ、せっかく千葉の流山を提案していただいた柳委員に責任を持っていただいて、その中間点を探してもらおうか。

◆柳 大地委員 はい。何個か提案させてもらえたら。

◆砂田典男委員長 ルートでいい感じで、時間、距離とね。

◆柳 大地委員 はい。

◆砂田典男委員長 じゃあ、視察先の項目は3月8日までぐらいに、事務局のほうに、ここがいか、こういう視察先、今、柳委員に候補を一任したわけですけど。大和市と流山市、その中間点で事務局のほうに提案していただいて、それで、事務局のほうから全委員にお知らせするってことにしましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 はい。じゃあ、柳委員、ちょっといろいろ苦勞されるかも分かりませんが、よろしくお願いします。そのほか意見、委員の皆様から、何かほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆砂田典男委員長 なければ、以上で総務企画委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時7分 閉会

総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

10:00~

場所:本庁舎7階第1委員会室

—・—・—・—・—・—・—・—・—・ 《 総務企画委員会 》 —・—・—・—・—・—・—・—・—・

議案第 19 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）【所管に属する部分】

議案第 26 号 令和 5 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 36 号 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する条例の一部改正について

議案第 37 号 鳥取市職員の定年等に関する条例等の一部改正について

議案第 38 号 鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第 54 号 包括外部監査契約の締結について

報告第 3 号 専決処分事項の報告について（総務課）

一・一・一・一・一・《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》一・一・一・一・一・

議案第 1 号 令和 6 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第 6 号 令和 6 年度鳥取市土地取得費特別会計予算

議案第 9 号 令和 6 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

監査委員 ・ **選挙管理委員会** ・ **出納室** ・ **市議会**

―――《 総務企画委員会 》―――

◎議案【先議分：説明・質疑・討論・採決】

議案第 19 号 令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算（第 9 号）【所管に属する部分】

―――《 予算審査特別委員会 総務企画分科会 》―――

◎議案【予算審査分：説明】

議案第 1 号 令和 6 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

その他

―――《 総務企画委員会 》―――

- ・ 令和 6 年度総務企画委員会視察について